

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬仁会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び代  
21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的  
とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによ  
る。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職  
慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるもの  
とする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経  
費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。  
ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等  
は支給しない。

2. 非常勤役員には、役員会等の出席及び監事監査以外の法人・施設業務の対価として各  
年度の総額が、300,000円を超えない範囲内で報酬を支給することが出来る。

3. 評議員には、評議委員会出席以外の法人・施設業務の対価として、定款8条に定める  
金額の範囲内で報酬を支給することができる。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 非常勤の役員に対する報酬の額は別表1に定める額とする。

2. 評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、法人・施設運営の業務の都度、現金によ  
り支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2. 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 25 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	10,000円
理事会等会議への出席 法人・施設業務のための出勤	5,000円

別表第2 (評議員の報酬)

評議員

	日 額
評議員等会議への出席	10,000円
法人・施設業務のための出勤	10,000円